

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会公告第2号

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成15年11月5日

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会
委員長 古賀倫嗣

- 1 開催日時
平成15年11月18日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議題
「熊本県パートナーシップ指針（仮称）」について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7405、7425）

熊本県教育委員会告示第8号

平成16年度熊本県立高等学校入学者選抜要項及び平成16年度熊本県立高等学校推薦入学者選抜実施要項並びに平成16年度熊本県立高等学校中高一貫教育に係る入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成15年11月5日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

平成16年度
熊本県立高等学校入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成16年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、推薦入学者選抜及び中高一貫教育に係る入学者選抜については、別に実施要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成16年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績から学力総合成績を算出し、選抜の主たる資料とする。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 定時制課程の志願者で、満20歳以上の者（昭和59年4月1日以前に生まれた者）のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する。（以下、「成人特別措置」という。）
- (5) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース、芸術コース及び体育コースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (6) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (7) 各高等学校の学区は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）に定めるとおりとする。
なお、同規則第4条による特例は、次のとおりとする。
ア 学区外の出願者に入学を許可し得る数は、募集定員の5パーセント以内とする。
イ 普通科において第1学年から定員を定めて募集する各学校のコースは、通学区域を県下全域とする。
- (8) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

4 出願期間

(1) 出願期間は、平成16年2月12日(木)から2月17日(火)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願の場合は、2月16日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに志願高等学校の学区内に保護者ととともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学する場合は、特例として平成16年2月24日(火)から3月2日(火)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成16年2月17日(火)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

5 出願手続

(1) 入学願(様式1に準拠して各高等学校長が定める。)、受検票(様式2)及び写真票(様式3)に入学者選抜手数料(全日制課程は2,200円、定時制課程は950円)を添え、出身中学校長を経て志願高等学校長に提出する。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

ア 農業科、畜産科、園芸科、施設園芸科、生活・園芸科、生産科学科、園芸・果樹科、園芸科学科、生物科学科、畜産科学科及びフラワークリエイティブ科の志願者は、農業自営者養成学科入学志願者調査(様式5)を添付しなければならない。

イ 定時制課程における成人特別措置の適用を受けようとする者は、成人特別措置申請書(様式6)を添付しなければならない。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び6の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある高等学校への出願を取り消して別の高等学校へ出願することも含む。)も認めない。

(3) 出願取消しの場合は、平成16年2月24日(火)以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

6 出願変更

(1) 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 出願変更期間は、平成16年2月18日(水)から2月23日(月)までとし、この期間に(3)の出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続は、次のとおりとする。

ア 異なる高等学校に出願変更する場合

① 出願変更したい者は、出身中学校長を経て出願した高等学校長に、「出願変更願(甲)」(様式7)、「出願変更願(乙)」(様式8)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。(「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保存する。)

② 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

イ 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更を含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

(4) 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際納入すること。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

7 入学願、調査書及び成績一覧表の作成・提出

(1) 入学願

ア 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

イ 志願高等学校の学区外の中学校の出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(2) 調査書

ア 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について審査し、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

イ 調査書（様式4）は、「調査書の記入上の注意」（14、15頁）を参照のうえ、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

ウ 平成15年3月以前に卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。

なお、平成10年3月以前に卒業した者の調査書については、提出を要しない。

エ 出身中学校長は、調査書を平成16年2月24日（火）から2月27日（金）までに出席先の高等学校長に提出しなければならない。

(3) 成績一覧表

ア 県内の中学校長は、志願者の属する学年全員の成績一覧表（様式9）を平成15年12月末現在で作成し、平成16年1月16日（金）から1月21日（水）までに当該教育事務所長に提出して審査を受けなければならない。提出する成績一覧表の部数は、出願予定の高等学校数に3部を加えた数とする。ただし、熊本市立中学校及び国・私立中学校の校長は熊本県教育庁高校教育課長に提出して審査を受けるものとする。

なお、県外の中学校長にあっては、この要項の14の（1）イによること。

イ 平成15年3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等の審査、証明を省略するものとする。

なお、平成10年3月以前に卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。

ウ 中学校長は、審査、証明を受けた成績一覧表を平成16年2月24日（火）から2月27日（金）までに、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。

エ 提出する成績一覧表は、謄写印刷又は複写とする。

(4) 調査書・成績一覧表の概評等

ア 概評は、教科ごとに、中学校の第1学年全体を見通し、各教科の目標に則して、次の配分率によって、5段階法で行う。

段 階	5	4	3	2	1
配分率(%)	7	24	38	24	7

(注) 段階5・4・2・1の人数は、小数第1位を四捨五入して算出する。段階3は、全員から他の段階の人数を差し引いた残りとする。

イ 選抜のための評定は、中学校の第2学年及び第3学年における音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科について、生徒の実態等に応じ、次の配分率の範囲内で定めて、5段階法で行う。

段 階	5	4	3	2	1
配分率(%)	0~30	0~40	0~60	0~20	0~10

(注) 各段階の人数は、配分できる人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。

ウ 分校をもつ学校では、本校分校別に評定してもよい。

エ 特殊学級（知的障害者を対象とするもの）のある学校では、その学級を除いて評定する。ただし、特殊学級からの志願者がいる場合は、当該志願者を一覧表に含めて評定する。

オ 概評及び選抜のための評定は、熊本県教育委員会が選抜のために独自に定めた数値であり、目的以外には使用しないものとする。

8 学力検査

(1) 検査教科、検査時間及び配点

検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のヒアリングテストを英語の検査時間内に実施する。各教科とも、検査時間は50分、配点は50点とする。

(2) 検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。

(3) 検査日時

検査は、平成16年3月9日（火）及び10日（水）の両日、午前10時から実施する。

(4) 検査時間割

第1日 3月9日（火） 集合時刻 午前9時20分

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休 憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休 憩				
第3時限	英語 (ヒアリングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月10日（水）

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休 憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

(5) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(6) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(7) 得点の特別処理

ア 理数科及び普通科の理数コースにおいては数学の得点を、英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては英語の得点を2倍にして処理する。

イ 職業教育を主とする学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。

ウ 全日制の単位制高等学校（総合学科を含む。）においては、次の（A）、（B）のいずれかを選択することができる。

（A）5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。

（B）5教科の中で、受検者があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理する。

(8) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、分度器つき定規、分度器つきコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能をもつ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持込みは許さない。

(9) その他

出願の手续をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身中学校長によって証明された者については、出願先の高等学校長は、この学力検査に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

9 作文、面接、実技検査及び健康診断

(1) 作文

ア 定時制課程における成人特別措置により作文を実施する場合は、平成16年3月10日（水）当該高等学校において実施する。

イ 作文は、出願者の意欲・興味・関心・適性等をみるために、800字、50分で実施する。

ウ 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

(2) 面接

面接を実施する場合は、平成16年3月10日（水）当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

(3) 実技検査

実技検査を実施する場合は、平成16年3月10日（水）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。検査の細目については、県教育委員会の承認を受けて当該高等学校長が定める。

(4) 健康診断

高等学校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。